

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(兵庫県指定 第2873005025号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1 事業者.....	2
2 事業所の概要.....	2
3 事業実施地域及び営業時間.....	3
4 職員の体制.....	3
5 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
6 サービスの利用に関する留意事項.....	6
7 苦情の受付について.....	7

## 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号  
尼社協ほっと館  
(3) 電話番号 06-4950-9043  
(4) 代表者氏名 理事長 松原 一郎  
(5) 設立年月 昭和41年6月1日

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類

指定居宅介護支援事業所

- (2) 事業の目的

当事業所が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、ご契約者及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容等の居宅サービス計画を作成します。また、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等便宜の提供を行うことを目的とします。

- (3) 事業所の名称

あま社協ケアプランセンター

平成18年11月15日指定 兵庫県2873005025号

- (4) 事業所の所在地

兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目24-5 尼社協ほっと館

- (5) 電話番号

06-4950-8917 (平日8時45分~17時30分)

080-3122-6158

(平日17時30分~8時45分、土日・祝日、年末年始)

- (6) 管理者 氏名

中山 ひと美

- (7) 当事業所の運営方針

ご契約者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助を行います。

① ご契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

- ②ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立って、居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、また、ご契約者様およびそのご家族様から複数の居宅サービス事業者の紹介をご希望される場合は、ご希望どおり複数の居宅サービス事業者をご紹介するなど、公正中立に行います。なお、該当居宅サービス事業者をケアプランに位置付けた理由をお求めの場合は、その理由をご説明いたします。
- ③事業の実施に当たっては、尼崎市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- ④上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第38号、平成11年3月31日）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守します。

(8) 開設年月

平成18年11月15日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の介護保険事業もあわせて実施しています。

[訪問介護]

平成12年4月1日指定 兵庫県2873000315号

[標準型訪問サービス] [専門型訪問サービス]

平成29年4月1日指定 兵庫県2873000315号

### 3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 尼崎市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日 休み）
営業時間	午前9時～午後5時15分

### 4 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の職員は暴力団員ではありません。また暴力団員と密接な関係を有するものではありません。

事業者はその運営について暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていません。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数(常勤換算)	職務の内容
管理者	1名	所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括します。
介護支援専門員	10名以上	契約者等からの相談及びその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行います。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

## 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

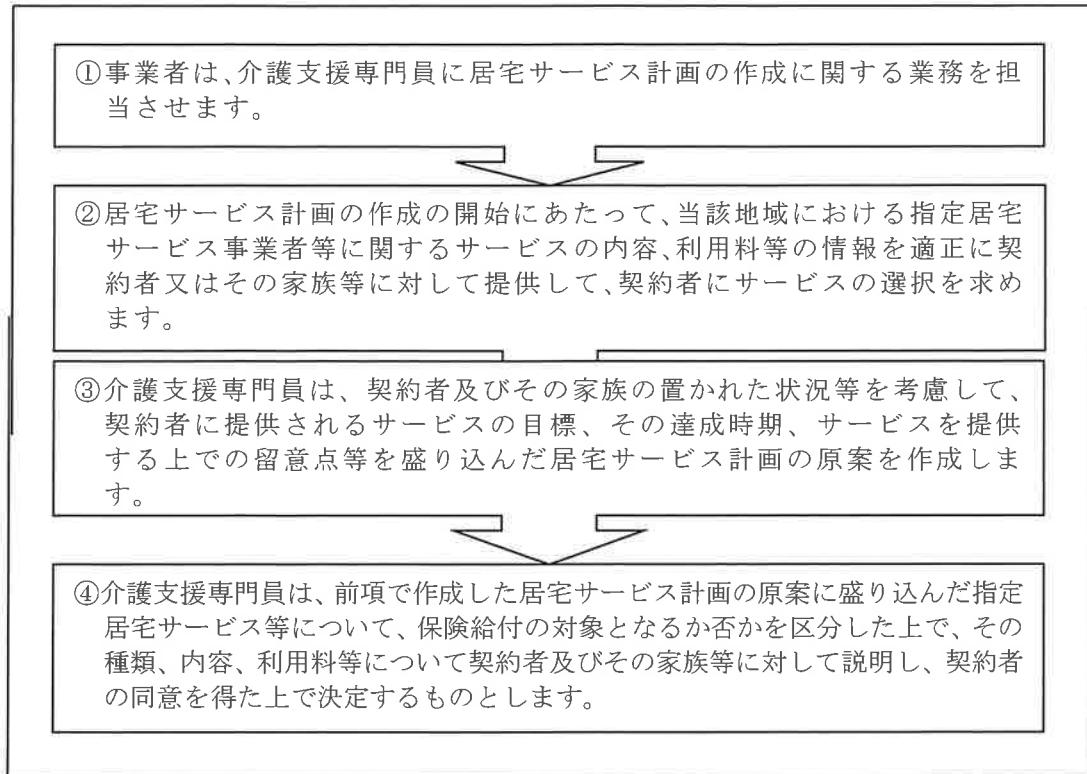
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）  
＜サービスの内容＞

### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。また、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

## <居宅サービス計画の作成の流れ>



### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### ⑤入院時のお願い

ご契約者が病院又は診療所に入院する場合には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先にお伝えいただきますようお願い

します。

#### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護1、2	要介護3～5
16,124円	19,602円

#### (2) 交通費（契約書第8条参照）

ご契約者の依頼により、サービスの提供に際し、通常の事業実施地域以外に行く場合は、要した交通費の実費をいただきます。

#### (3) 利用料金のお支払い方法

交通費及び居宅サービス計画費等で介護保険料の滞納等により全額お客様のご負担になる場合は、その都度、介護支援専門員にお支払いください。

※お客様が以前に介護保険料の滞納がある場合は、お客様より料金を頂き、当事業所が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。

※滞納の期間によっては、全額お客様のご負担になる場合もあります。

### 6 サービスの利用に関する留意事項

#### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

#### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

##### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7 苦情の受付について（契約書第17条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○受付日・時間 月～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、  
12月29日～1月3日 休み）  
午前9時～午後5時15分

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 担当介護支援専門員

○苦情解決責任者 [職名] 管理者

○電話番号 06-4950-8917

### （2）行政機関その他苦情受付機関

尼崎市法人指導課 介護事業所指定担当	所在地 尼崎市東七松町1丁目23番 電話番号 06-6489-6143 FAX 06-6482-3512 受付時間 午前9時～午後5時30分
兵庫県国民健康 保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 電話番号 078-332-5618 FAX 078-332-9520 受付時間 午前9時～12時15分 午後1時～5時15分
社会福祉法人兵庫 県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービ ス運営適正化委員 会	所在地 神戸市中央区坂口2丁目1番18 兵庫県福祉センター内 電話番号 078-242-6868 FAX 078-271-1709 受付時間 午前10時から午後4時 (FAXや留守番電話による受付は24時間行 っています。)

契約締結日 令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

利用者代理人または立会人等

住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）

第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1 サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参考）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- ④利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者（苦情受付窓口担当者が兼務）を定めます。
- ⑤居宅介護支援の提供にあたっては原則として利用者に対して身体拘束を行いません。（利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く）事業者は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会と合同）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図ることとします。また定期的に身体拘束等の適正化のための研修会を実施します。
- ⑥感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- ⑦感染症、非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施及び早期の業務再開できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（業務継続計画）等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- ⑧男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事

業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

## 2 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 3 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合

には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメントを含む）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合